

令和元年6月15日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03392

研究課題名(和文) 家事事件の実態・手続的制約を踏まえた実体法理の再構築

研究課題名(英文) Restructuring of family law, considering the practice and the procedure

研究代表者

道垣内 弘人 (Dogauchi, Hiroto)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：40155619

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：研究者、裁判官、弁護士の三者の協力の下に、実務を踏まえたうえでの家事法の新しい展開を目指すという目的のもと、親子関係の存否確定、成年後見、遺産分割の各分野については、詳細な検討を行うことができた。親子関係の存否確定については裁判官による違いはあるものの、当事者による自由なコントロールを許さないという方向が示された。成年後見については、家庭裁判所の監督責任、障害者権利条約との関係、死後事務などとの関係の重要性を明らかにできた。遺産分割については、仮想通貨の相続という現代的課題を提示することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

家事法の分野では、高齢化、情報化などの社会の進展に伴い、新しい問題が刻々と生じている。これについて、適切な実務の展開を促すためには、研究者、裁判官、弁護士の三者の協力がきわめて重要である。本研究は、各問題についての検討を順に進めており、これからの家事法の理論・実務の基礎となるものである。

研究成果の概要(英文)：Under the common understanding of the importance of cooperation of academics, judges and attorneys, we have analysed the determination of parent-child relationship, Adult Guardianship and Division of Inherited property. As to the determination of parent-child relationship, the point is the range of effect of the agreement of parties. In Adult Guardianship, the problems of the direction of family court, Convention on the Rights of Persons with Disabilities, and mandat post mortem should be discussed. In the practice of Division of Inherited property, the problem of inheritance of cryptocurrency is important.

研究分野：民法

キーワード：民法 家事法 遺産分割 成年後見 親子関係

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

わが国の家族法学は、戦前から続く中川善之助の習俗・事実の重視という傾向、戦後におけるその反動的な意味を払拭しようとした川島武宜らの見解、条文解釈論としての家族法学にしようとした我妻栄の努力を経て、西欧法の伝統を再検討し、家族の法的位置づけを試みようとする星野英一らの見解と推移してきた。以上のような家族法学の多様な潮流は、現在でも学説の対立として維持されている。しかし、いずれの方向を推し進めるにせよ、家族法学は、新たな視点からの再構築が求められている。そして、継続的に発生してくる問題を解決するために、実務と学説とが十分な連携をもって共同で研究を進めていくことが重要であり、それをいくつかのテーマで実現しようとするのが、本研究である。

2. 研究の目的

近時、家族法学の研究が直面している問題の発生原因は、家庭裁判所実務の成熟による学説からの独立してきたこと、最高裁判所の判例法理が、家庭裁判所の実務で、どのように捉えられ、具体的にどのように運用されているのかがわかりにくく、現在の家族法の全体像が国民にはもちろん、研究者・実務家によってすらわかりにくくなっていること、離婚・再婚の増加、少子高齢化の進行を背景にした社会実態の変化がみられること、家事事件手続法・民事訴訟法、さらには戸籍法の存在ないしそれによる制約を踏まえた検討が不十分であること、にある。そこで、本研究は、家裁実務、弁護士実務、戸籍実務の実態を明らかにしたうえで、そこに存在する理念的な問題性・論理的な不整合性・実質的な非妥当性を検討し、あるべき実体法的な規律を考える。

3. 研究の方法

1つのテーマにつき、3回の研究会を開催し、裁判官、弁護士、研究者が順に報告する。そして、十分な議論を経て、それぞれの論稿を、本研究の成果の公表を主たる目的として発刊する年報に掲載する。具体的には、平成28年度に親子関係の確定をめぐる問題点を、松原正明と木村敦子を中心に検討した。平成29年度には、成年後見の問題を、宮本誠子を中心に検討した。平成30年度には、遺産分割の問題を、幡野弘樹教授を中心に検討した。さらに、平成30年度後半からは、財産分与の問題を、久保野恵美子教授を中心に検討した。

同時に、松原正明と道垣内弘人を中心にして、協力者である弁護士等と座談会形式の検討を行った。平成28年度には、相続における配偶者の権利について、平成29年度には、養育費に関する課題について、平成30年度には、公正証書をめぐる問題について、それぞれ検討した。

また、研究年度全般にわたり、松原正明が、当該年度の重要な家事法判例を整理し、公表することを行之、今後の研究の基礎を確立した。

4. 研究成果

(1)まず、親子関係の確定については、客観的な証拠に基づかない当事者の合意をどこまで認めるかが問題であるところ、一部の実務的解説とは異なり、実際には、外形説を満たすだけの客観的な証拠を要求するという運用がされていることが明らかにできた。さらには、学説等の混乱が、嫡出推定・否認制度の公正枠組みを十分に捉え切れていないことから生じていることを明らかにし、第1次的な父子関係の成立とその否認、否認における父性推定とその反証問題を基礎とすることの重要性が指摘できた。

次に、成年後見については、障害者権利条約との関係、裁判所の監督との関係を十分に意識した制度運用の必要性を明らかにするとともに、後見人の死後事務については、包括的な検討を明らかにすることができた。

遺産分割の問題、財産分与の問題については、まだ成果を公表できていないが(出版社にはすでに原稿が集まっており、7月には公刊の予定)、仮想通貨の相続などの問題を扱うことができ、問題点の整理はできた。さらには、財産分与の問題は、現在検討中である。

(2)座談会形式の研究としては、まず、相続における配偶者の権利については、配偶者の居住を保護することの理論的な意味を明らかにできた。つまり、遺産共有との関係であり、たんに配偶者の保護の必要性だけを強調しているのでは足りない。

養育費については、2016年に日弁連が公表した、いわゆる新算定表について、検討を進めた。その意味をこれまで以上に明らかにすることができた。とりわけ、養育費の始期と終期の問題は重要であり、今後の検討が必要とされる。

公正証書については、まだ成果を公表できていないが(7月には公刊の予定)、遺言と離婚時の公正証書の2つにつき、実務の現状を明らかにできたと思われる。そして、この座談会を承け、遺言執行についての理論的な検討の必要性を明らかにできた。

(3)毎年の家事法判例の整理については、着実に、重要な資料を整理・提示することができ、今後の研究の基礎を確立できた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

松原正明、当期(平成28年・29年)の家事法裁判例、家事法の理論・実務・判例、2巻、2018、175-257
道垣内弘人、松原正明、犬伏由子、大森啓子、清水節、本田正男、養育費に関する課題、家事法の理論・実務・判例、2巻、2018、79-114
宮本誠子、成年後見人の死後事務、家事法の理論・実務・判例、2巻、2018、57-78
松原正明、当期(平成25年3月～平成27年12月)の家事法裁判例、家事法の理論・実務・判例、1巻、2017、187-318
道垣内弘人、松原正明、荒木理江、加藤裕司、清水節、前田陽一、相続における配偶者の権利、家事法の理論・実務・判例、1巻、2017、89-132
木村敦子、「推定の及ばない子」に関する検討、家事法の理論・実務・判例、1巻、2017、47-88
松原正明、合意に相当する審判、家事法の理論・実務・判例、1巻、2017、1-22

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計2件)

道垣内弘人、松原正明編、勁草書房、家事法の理論・実務・判例、2巻、2018、257
道垣内弘人、松原正明編、勁草書房、家事法の理論・実務・判例、1巻、2017、318

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：松原 正明

ローマ字氏名：MATSUBARA, MASAOKI

所属研究機関名：早稲田大学

部局名：大学院法務研究科

職名：教授

研究者番号(8桁)：50734563

研究分担者氏名：宮本 誠子

ローマ字氏名：MIYAMOTO, SAKIKO

所属研究機関名：金沢大学
部局名：法学系
職名：准教授
研究者番号(8桁)：00540155

研究分担者氏名：石綿 はる美
ローマ字氏名：ISHIWATA, HARUMI
所属研究機関名：東北大学
部局名：大学院法学研究科
職名：准教授
研究者番号(8桁)：10547821

研究分担者氏名：大島 梨沙
ローマ字氏名：OSHIMA, RISA
所属研究機関名：新潟大学
部局名：人文社会・教育科学系
職名：准教授
研究者番号(8桁)：20580004

研究分担者氏名：木村 敦子
ローマ字氏名：KIMURA, ATSUKO
所属研究機関名：京都大学
部局名：大学院法学研究科
職名：准教授
研究者番号(8桁)：50437183

研究分担者氏名：久保野 恵美子
ローマ字氏名：KUBONO, EMIKO
所属研究機関名：東北大学
部局名：大学院法学研究科
職名：教授
研究者番号(8桁)：70261948

研究分担者氏名：幡野 弘樹
ローマ字氏名：HATANO, HIROKI
所属研究機関名：立教大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号(8桁)：40397732

研究分担者氏名：西 希代子
ローマ字氏名：NISHI, KIYOKO
所属研究機関名：慶應義塾大学
部局名：大学院法務研究科
職名：教授

研究者番号(8桁): 40407333

(2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。